

平成 19 年度

行政監査報告書

松江市監査委員

監 第 107 号
平成 19 年 8 月 31 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様
松江市議会議長 田 中 弘 光 様
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 伊 原 正 人
松江市監査委員 田 村 昌 平

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「松江市立図書館の管理運営について」

2 選定理由

全国的に活字離れ、読書離れが深刻な問題となっている状況のなか、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が制定され、地方公共団体は、子どもから高齢者まで世代を越えた読書活動の推進により一層の努力が求められている。

このような状況のなか、生涯学習や読書普及活動の拠点となる松江市立図書館が設置目的に沿って適切な管理運営が行われているか、多様化する市民ニーズに応じた利用しやすい運営がなされているか、合併により広域化した市域に均質したサービスをいかに広げるか、また、各関連団体等との連携が図られているかなどを観点として監査を実施することとした。

第2 監査の対象

松江市立図書館の管理運営

第3 監査の期間

平成19年5月17日から平成19年7月19日まで

第4 監査の方法

教育委員会生涯学習課及び松江市立図書館より松江市立図書館の管理運営及び利用状況について調査票並びに各種稟議書等関係書類の提出を求め、書類審査及び実地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の着眼点

1 施設の管理状況について

- (1) 施設の管理は規則等に基づき適正か。
- (2) 施設・設備は利用者に配慮されているか。
- (3) 施設の安全性は確保されているか。

2 施設の運営状況について

- (1) 運営について適宜見直しが図られているか。
- (2) 開館時間、休館日は市民の利便性を考慮しているか。
- (3) 貸出、返却は市民の利便性を考慮し、適切に行われているか。
- (4) 図書館資料の管理は適正に行われているか。
- (5) 図書館資料の収集は計画的かつ効率的か。
- (6) 読書会や講演会は効果的に実施されているか。
- (7) ボランティアとの連携は図られているか。
- (8) 大学図書館など関係機関との連携は図られているか。

3 施設の利用状況について

- (1) 最近3年間の施設の利用者数の推移はどうか。
- (2) 利用促進のための広報等は適切か。
- (3) 施設の利用について市民のニーズを把握し、それが活かされているか。
- (4) 各種サービスは十分利用されているか。
- (5) 利用促進のための方策はとられているか。

第6 監査の結果

1 施設の管理状況について

(1) 施設の概要（平成19年4月1日現在）

名称	松江市立図書館
所在地	松江市西津田6-5-44 松江市総合文化センター内
開館日	昭和61年6月1日 プラバホールとの複合施設として開設
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋造）
関係施設	開架室（一般・児童ワンフロア1階）996.88㎡ 収容能力 80,000冊 閉架書庫 195㎡・収容能力 150,000冊 特別書庫 55㎡・収容能力 15,000冊 郷土資料、行政資料 八雲資料室 56.25㎡・小泉八雲関係資料 AV室 40.5㎡ ブース12台 AVラウンジ・コーナー 126㎡、大型スクリーン

* 複合施設全体としての総合文化センターの施設管理は、財団法人松江市教育文化振興事業団を指定管理者として管理委託がされている。

(2) 組織及び職員数（平成19年4月1日現在）

組織	市直営・業務委託（平成18年4月～） 組織図別紙1
職員数	市職員3（司書2） 嘱託職員2（館長、社会教育指導員） 委託先職員6（司書4、司書補1） 嘱託6（司書3） パート雇用5（司書2）

(3) 安全対策の状況（総合文化センター全体として実施）

地震対策

建物の耐震対策は、対策済であるほか、館内施設の地震対策は、書架棚の転倒防止策として並列に配置されている書架の下部を固定し、書架の上部（22列）を鋼材で連結し、固定している。

防火・防災対策

防火・防災対策としては、設備面では消防法及び建築基準法に基づき消火器、煙感知器、誘導灯等が設置されており、法令等に基づく消防用設備保守点検等も定期的な実施されていた。また、「避難誘導マニュアル」も作成されており、防災訓練も定期的に年2回（平成18年度は5月と12月）行われており、施設の安全対策に努められていた。

(4) 障害者・高齢者への配慮

点字ブロックの布設

点字ブロックは、総合文化センターの玄関入口までは設置されていたが、館内には設置されていなかった。要望があれば職員が案内するとのことであったが、図書館職員の目が届く図書館入口までの設置が望ましい。

障害者用トイレの設置

障害者用トイレは専用室に設置され、利用しやすく管理されていた。

バリアフリーへの対応

車椅子用のスロープやエレベーターが設置され、手すりも整備されているほか、貸出し用の車椅子、ベビーカーも配備しており、配慮されていた。

(5) 駐車場等の整備状況

駐車場

駐車場は、建設当時は設置されず、後に総合文化センター駐車場として117台分（うち車椅子利用者用2台分）が確保され、機械式で24時間対応の有料駐車場となっている。図書館利用者はサービス券対応で30分以内は無料、30分を超えると一律200円となっている。（図書館ボランティア、図書館主催事業参加者並びに障害者は無料）市街地に立地しており、駐車場不足に悩まされ、特にプラバホールイベント開催時は利用できない状況が生じている。

駐輪場

駐輪場は、総合文化センター駐輪場として無料で200台分が確保されている。

2 施設の運営状況について

(1) 開館時間及び休館日等

開館時間 午前9時～午後6時
 休館日 毎週火曜日・12月29日～翌年1月3日・毎月最終金曜日・蔵書特別点検期間
 貸出し冊数 個人：10冊以内、2週間以内（貸出予約が他になければ2週間延長可能）
 団体：50冊以内、1ヶ月以内

(2) 蔵書状況

平成19年3月末現在

種類	平成17年度末	購入	寄贈・その他	除籍	変更分	増加冊数	平成18年度末
一般蔵書	293,272	11,567	900	707	66	11,826	305,098
雑誌	12,222	2,516	169	1,855	33	863	13,085
A/Vソフト	1,384	51	26	0	0	77	1,461

*新聞16紙、雑誌177タイトル（平成18年度）、郷土資料逐次刊行物を除く。

(3) 運営に関する検討について

松江市図書館協議会

図書館法及び松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例に規定されている図書館協議会は、図書館の運営に関して諮問答申、意見具申を行うため学識経験者等により設置されているが、年に一度の開催であり、平成18年度は、事業報告の承認及び事業計画案の審議並びに新・松江市図書館ネットワーク整備プランを議題として開催されていた。

松江市図書館ネットワーク整備検討委員会

合併した新松江市の図書館サービスの現状や利用者ニーズの把握、変化する社会情勢等を踏まえ、費用対効果等も勘案しながら、全市域をカバーする良質な図書館サービスの提供に向けて、新松江市における図書館ネットワーク整備の方向性を示すためのプランを策定するため、平成17年8月に関係機関の実務者等により設置、平成18年8月に素案を策定した。

(4) 業務委託の内容

図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号（第5号を除く）に定める業務

その他前号に掲げる業務に付随する業務

参考：図書館法（抜粋）

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(5) 図書の利用・返却の手続き

図書貸出の手続き

図書の貸出には個人貸出及び団体貸出があり、貸出には住所要件はなく、身分を証明するものがあれば誰でも登録及び貸出を認めている。貸出手続きについては利用者カードと図書のバーコードで管理されており、初めての利用であっても簡単かつ短時間で処理されている。貸出フロー図別紙2

図書の返却方法

図書の返却は、図書館カウンターへの返却が最も効率的であるため、原則として市立図書館のみで行っている。これは別の場所で扱うと返却図書現物の移動、整理に一定の時間が必要であり、タイムラグが生ずるためである。開館時間外の取り扱いについては、図書館入口に加えて、道路に面した外壁にブックポストが設置されており、開館時間中を含めて全体の

15%程度が利用されている。

図書の未返却

図書に貸出予約が入っている場合には、速やかに電話等による督促を行っているが、予約がない場合でも未返却期間が3ヶ月以上の利用者に対して、督促はがきを送付している。その時点で73%が返却されるが、2度、3度と督促を重ねる利用者もあり、年間で300～400冊の未返却が残っている。

貸出図書の亡失・汚損

亡失の場合には原則として「亡失・汚損届」の提出により弁償してもらっている。汚れや傷みの激しい場合も弁償してもらっているが、程度により職員でできるだけ修理し、再び貸出できるようにしている。平成18年度届出実績で亡失が74冊、汚損が8冊となっている。

(6) 図書の紛失状況

紛失図書の冊数、金額

最近3年間の紛失状況は次のとおりとなっている。

年 度	16	17	18
冊数(冊)	1,701	707	598
金額(円)	2,949,195	1,048,838	914,670

*平成16年度は15・16年度の合計数値である。

図書紛失への対応

年に一度、蔵書特別点検期間を設けて蔵書の全部を点検しており、その際に紛失図書の把握が行われている。当年の紛失図書は「不明扱い」として、蔵書点検3回をもって「亡失除籍」(所蔵をなくすが書誌は残す)の処理をしている。

紛失の多い分野は、次のとおりであった。

技術(家政学、特に裁縫、手芸、料理)

芸術(漫画、楽器、器楽、球技)

社会科学(民法、経営管理、金融・信託、社会福祉、幼児・初等・中等教育)

小説

雑誌(特に文藝春秋、環境自治体)

紛失防止対策

かばん等の持込を制限し、無料のコインロッカーを設置したり、紛失の多い分野の図書をカウンターの近くに移動したりしているが、プライバシー保護や経費の面からBDS(図書等貸出手続き確認装置)、監視カメラやミラーの設置は行っていない。

(7) 図書館資料の購入等の状況

図書の選定方法

「松江市立図書館資料収集方針」に基づき、(株)図書館流通センター発行の「週間新刊全点案内」から分野別の担当館員が選定し、館員で構成する選択会で決定している。また、利用者からのリクエスト図書については、購入するか、他館からの借入れとするか、不可とするかの原案を作り選択会で決定する。年間購入雑誌等についても年度末に(増刊号は逐次)同様の方法により決定している。

図書の購入方法

新刊図書は、(株)図書館流通センターの代理店として地元書店3社による図書販売共同組合からフィルムコート、蔵書ラベル、バーコードラベル等指定付帯装備を施した状態で定価どおりで購入している。納品と同時にインターネットにより(株)図書館流通センターから書誌データが配信され、図書館システムに一括登録した後、所蔵データ(配架場所)を登録している。

リクエスト図書は、顧客ニーズに迅速に答えるため共同組合との契約(随意契約審査会了承)により定価の95%で素納品(付帯装備なし)を購入している。

雑誌については、以前は分野別に見積り合せをしていたが、一括が安くなるとの判断により登録業者26業者全てに一括見積りを依頼した結果、3者から見積書の提出があり、最低価格の定価の87%を提示した業者から素納品で購入している。素納品は図書館で装備用の消耗品等を購入し、装備・登録している。

平成18年度の種別購入実績は次のとおりである。

種 類	金額（単位千円）	備 考
新刊図書	18,888	9,930 冊
リクエスト図書	1,619	1,143 冊
雑誌	1,643	177 タイトル
見計図書・郷土資料	1,262	
各種新聞・官報等	613	
加除式図書追録	700	
その他（住宅地図等）	961	装備用消耗品含む
合 計	25,686	

寄贈図書等の受入状況

寄贈図書等の受入れについては、松江市名誉市民としての寄贈図書は、細田文庫、中村文庫として開架しており、他に一般市民から引越しの際などに寄贈されるもの、出版した図書の著者から寄贈されるものなどがあり、貸出可能と思われるものを選別した後、登録し、貸出されている。（平成 18 年度 1,251 冊）

図書複本の購入状況

複本の購入は、特に制限は設けられていないが、主に一般図書、児童図書、郷土資料に該当がある。基準として一般図書の場合、ニーズの高い図書は予約件数が概ね 10 人を超えると複本 1 冊購入としている。児童図書は、課題図書が概ね 3 冊とし、ニーズの高いものは一般と同様としている。また、「郷土資料は原則として複本で収集する。その他利用頻度の高い資料についても、必要に応じて、複本での収集を考慮する。」との収集方針に基づき、複本購入を原則としている。

視聴覚資料の購入状況

視聴覚資料は、DVD を購入している。

（単位千円）

年 度	16	17	18
購入金額	380	361	360

(8) 図書館資料の管理方法

蔵書管理の方法

開館以来図書は、図書館内ですべて管理してきていたが、収容能力の限界がきたこともあり、平成 19 年 1 月に「松江市立図書館資料管理規程」を定め、全般的に資料の合理的・能率的な管理方法について明文化されていた。

図書の除籍方法

管理規程に規定した「除籍基準」を同時に定め、除籍の種類及び基準、除籍の対象、除籍手続き等が明文化されていた。

除籍図書の活用

これまでは著しい破損等以外は除籍対象としていない。今後は「除籍基準」に基づき、他に利用が見込まれるものについては、他の図書館や公共施設、また一般の方への無償提供なども考慮されることとなっている。

(9) 関係機関との連携

県立図書館、他市の図書館との連携

中国地区の公共図書館間は、「中国地区公共図書館相互貸借規程」に基づき資料貸借の協力を行っている。方法としては他館の蔵書データを検索し、ファックスで申し込み、郵送を受ける。また、県立図書館の協力巡回による情報収集やレファレンス支援等の連携も図っている。

大学図書館との連携

「島根大学附属図書館と松江市立図書館の相互協力に関する協定書」に基づき、島根県内横断検索等の連携を進めている。

小・中・高校の図書館との相互利用

市立図書館の資料は、学校司書や教員の来館により、小・中・高校のクラス等の団体貸出を行っている。学校との相互利用は行っていない。

(10) ボランティア団体との連携

開館当初から市立図書館としての一般ボランティア（56名 H19.4 現在）の協力を受け、おはなし会、英語のおはなし会、夏休み子どものつどい、クリスマス子どものつどいなどの図書館事業を職員とボランティアの協力体制で実施している。また、ボランティア活動として新聞製本の切り抜き作業のお手伝い、返却本を定位置に返す作業、棚の整理、蔵書点検時のお手伝いなどのほか、一般ボランティアの勉強会、読み聞かせの勉強会、おはなしの会（ストーリーテリング）の実施など活躍していただいている。

3 施設の利用状況について

(1) 施設の利用者及び図書の貸出冊数の推移

システムで管理しているのは貸出カード利用者のみであり、施設全体の利用者数は把握できない。最近3年間の利用者数は次のとおりとなっている。

年 度	16	17	18
開館日数（日）	274	284	284
利用者数（人）	103,079	99,168	107,405
1日当りの利用者数	376	349	378
新規登録者数（人）	3,573	3,484	3,536
年間貸出冊数（冊）	384,178	451,358	512,826
1日当りの貸出冊数	1,402	1,589	1,806

(2) 図書の貸出予約冊数の推移

図書の貸出予約は、平成16年度までは窓口予約のみであったが、平成17年度にOPAC予約（館内検索システム）及びWEB予約（インターネット）を導入し、予約冊数は倍増し、貸出冊数の増加に結びついている。平成18年度には、I-MODE予約（携帯電話）も利用可能となった。最近3年間の予約冊数は次のとおりとなっている。

（単位：冊）

年 度	16	17	18
窓口予約	8,634	8,240	9,330
OPAC予約	-	2,161	3,032
WEB予約	-	4,821	7,728
I-MODE予約	-	-	169
年間予約冊数	8,634	15,222	20,259
1日当りの予約冊数	32	54	71

(3) 市民への広報の方法等

図書館ホームページ（随時）、館報「ちどり」（年3回、春号、夏号、冬号）、市報「まつえ」（毎月・新刊情報）マスコミ各社への情報提供のほか、図書館内のカウンターやおはなしコーナーへのチラシの配備、公民館、学校、児童クラブへの催事チラシの配布などを行っている。

(4) 市民のニーズの把握

平成19年2月28日～3月21日に「松江市立図書館利用に関するアンケート調査」を実施し、約1,800件回収して現在集計・分析中。

サービスの充実についての要望上位は、利用環境の向上28.3% 市民ニーズに即した資料整備22.8% 遠い地域への配本活動10.7%となっており、利用環境の向上についての具体的要望としては、駐車料金の無料化又は無料時間の延長、駐車場の拡充整備、開館時間の延長、学習室の整備などがあげられていた。

(5) 利用者に応じたサービスの状況

児童へのサービス

おはなし会（本の読み聞かせ）の実施、おはなしの会（ストーリーテリング）の実施のほか、夏休み子どものつどいやクリスマス子どものつどいなどを企画・実施している。また、季節に応じたテーマによる壁飾りの装飾、おすすめ絵本リストの作成・配布など種々のサービスを行っている。

高齢者・障害者への配慮

施設のバリアフリーのほか、大活字本の充実（1,308冊）や拡大器、老眼鏡、虫眼鏡（大）の配備、館内への椅子の設置、利用者検索用端末の車椅子対応（5台中2台）などを実施した。

外国人向けのサービス

洋書コーナーを設置し、外国人窓口対応の会話マニュアルを配備している。

(6) 来館困難者へのサービスの状況

身体障害や病気のため来館が難しい方には登録のうえで郵送貸出を行っており、平成 18 年度実績として 2 名の登録者があり、貸出している。(返却時の郵送料は利用者負担)

4 総括意見

監査結果の概要は以上のとおりであり、概ね良好であると認められたが、次の事項については、今後改善のための方策について十分な検討をされたい。

(1) 広報広聴活動について

図書館法及び条例に基づき、市立図書館の運営について審議する図書館協議会が設置されているが、年に一度の開催が定例となっており、貴重な学識経験者や関連機関等の情報、知識経験が十分に反映されているとは言い難い。市立図書館のあり方や運営の課題解決について、協議会において様々な角度から議論を重ねられるよう一層の活性化を望むものである。また、昭和 61 年の開館以来平成 19 年 2 月まで図書館に対する市民アンケートが実施されていなかったことは、社会環境の変化に適切に対応すべき文化の殿堂として受身の姿勢ではなかったかと思われる。今後は、現行の利用者とともに未だ利用したことのない市民の意見・要望を積極的に収集し、松江市立図書館が松江市の文化の誇りとして確立されるよう図られたい。

(2) 開館時間について

勤労者の勤務時間の多様化等に伴い、他の公共図書館では、開館時間を見直し、閉館の時間を延ばす例が多く見受けられるところである。この時間延長については、市立図書館でもこれまで利用者の声として少なくはなく、市民アンケートにおいても要望事項の上位を占めている。松江市の財政状況が大変厳しく経費削減が求められる中での負担の増加、サービスの質の低下、職員の労働環境等懸念される問題があることは理解できる。しかしながら、完璧な形での開館時間の延長にとらわれなければ、貸出サービス等限定的な時間延長は不可能ではないと考える。市民に十分説明し、理解を求めると、費用対効果の観点を含めて真摯な検討を望むものである。

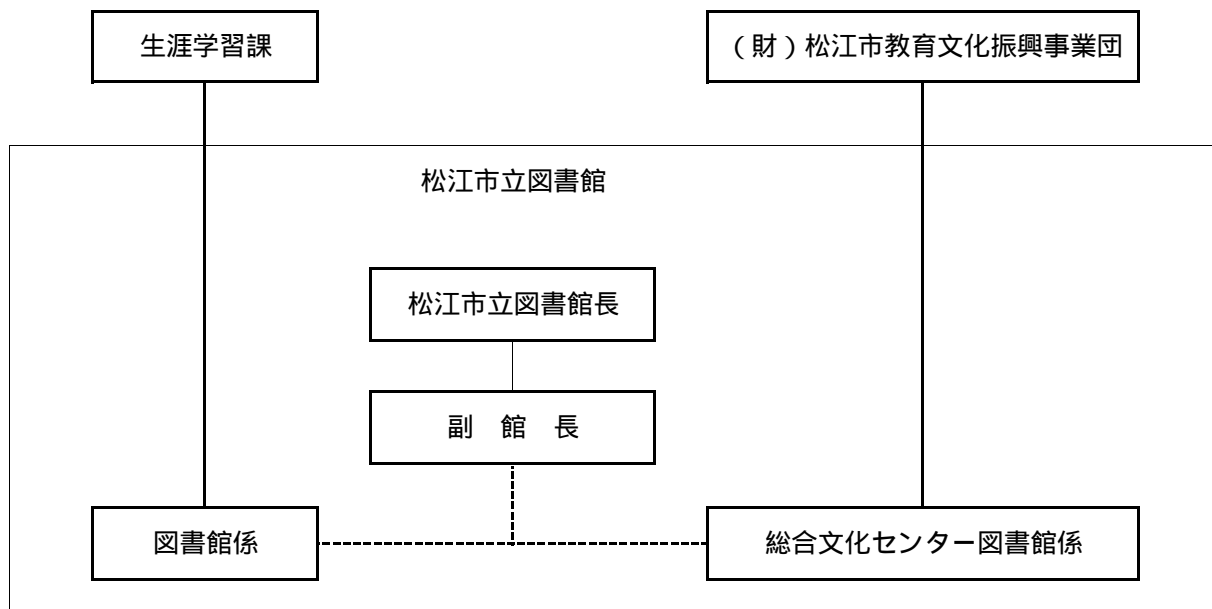
(3) 駐車場について

駐車場の問題については、建設当初に確保されていなかったことから様々な意見が寄せられていた。その後の車社会の急速な伸展に伴い、プラバホールも併せて需要に対応すべく努力を重ねてこられたことは承知している。しかし、公共図書館そのものは、本来市民誰でもが無料で利用できる文化施設である。現行の 30 分以内無料では目的の図書の選定さえする時間がなく、結果的に 200 円を払って図書を借りているとの不満の声がある。また、他市の例をみても、2 時間程度までは無料で利用できる駐車場が確保されている。平成 19 年 2 月に実施された市民アンケートにおいても駐車場の無料化又は無料時間の延長が要望事項の中心を占めており、改善について十分な検討が必要である。

(4) 松江市立図書館の特色について

「松江市立図書館資料収集方針」において基本方針として「特色のある資料の収集に努める」とされており、目的別収集方針として郷土資料、「水の自然と文化」資料、「小泉八雲」資料などで列記されている。しかし、具体的にこの図書館の特色があまり活用、広告されていない。松江市内で一般に開放されている島根県立図書館との役割分担を含めて松江市立図書館の存在意義について明確にし、積極的に普及、啓発されることを望むものである。

組 織 図



図書貸出の手続き（フロー図）

